

令和6年度末 関税法基本通達改正 の概要について

大阪税関監視部保税部門



税関
Japan Customs



関税局・
税関について



全国の税関



お問合せ



密輸情報提供

▼ 本文

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

保税ポータル

お知らせ

2025年3月31日

【お知らせ】 保税Tipsの配信をはじめました

2025年3月31日

【お知らせ】 保税制度・運用の見直しを実施しました



保税制度を利用される皆さまへ

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました！



保税ポータルやQ&A
も見てほしいワン！



越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、令和6年度末の関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行予定】

■ 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

- 電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や情報の消滅等がないよう、引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

【令和7年7月1日施行予定】

■ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

- 保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこととしました。

【令和7年10月12日施行予定】

■ 業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

- 保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。一方で、通販貨物を蔵置する保税蔵置場に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することを求めることとしました。

■ 保税運送に係る手続等の見直し

- 国際物流の動向変化や事業者からの要望を踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。

※詳細については、税関HPに掲載の[関税法基本通達等](#)や[Q&A（保税ポータル）](#)も確認して下さい。



電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて

2025年4月1日より、電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、関税法基本通達を改正し、一定の要件のもと保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能になりました。これにより、クラウドサービス等への保存も可能となります。

電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を**全て満たす必要**があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷できること
- ② 保税台帳の内容について必要な程度で検索できること
- ③ 税関職員から保税台帳の内容の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）ができること

詳細については、
 ✓ 関税法基本通達
 (34の2-4、34の2-9)
 ✓ Q&A (問3・4関連)
 を参照してワン！



保税ポータル



今般の改正でバックアップ・データだけでなく、**保税台帳そのものをクラウド等に保存できる**ようになるんだワン！

以下の点にご注意ください (Q&Aより抜粋)

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた**事前の届出は不要**となりますが、代わりに**社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定**してください。
- ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に規定を追加し、税関に提出してください。
- ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様をお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。

- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、**引き続き、バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置**を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、**記帳義務は倉主等に課されています。**

- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、**クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能**となります。
- ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。

適切な記載、適切なシステム入力が、適切な保税台帳に繋がります

社内管理規定の整備に係る見直しについて（関基34の2-9）

- 事業者において適切な記帳・保存が実施されること及び税関において適切な保税業務検査等の実施を確保することを目的として、「帳簿の概要（保存方法を含む）」を社内管理規定（CP）に定めることを求めることとなりました。
- 保税台帳を電磁的記録で保存するか否かを問わず、保税台帳の概要をCPに明記する必要があるため、保存方法等に変更がない場合でもCPの変更・提出が必要となります。
- CP本文に概要を記載したうえで、CP別紙に詳細内容を記載することも可能です。
- 保税台帳を電磁的記録で保存する場合には、次の要件を全て満たす必要があります。
 - ① 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じること
 - ② 電磁的記録に記録された事項について必要な程度で検索できる措置を講じること
 - ③ 税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じることができるようしておくこと
- 届出蔵置場のCP改正については、承認税関の認定事業者管理官（AEO担当）にご確認ください。

【社内管理規定（CP）への記載例】（組織図に記載する場合）

（記帳・記録）

第●条

1. 帳簿（保稅台帳）の概要については、別紙1「社内貨物管理体制組織図」に記載する。なお保稅台帳の保存方法等の内容を変更した場合には、変更後の内容を遅滞なく税関に提出する。
2. 搬出入、取扱い等記帳義務が発生した時は、船卸票等証拠書類と対査確認を行い、迅速かつ正確に保稅台帳に記帳を行った後、証拠書類（又はその写し）、伝票、台帳等必要書類を適切に保管する。

別紙 1

〇〇株式会社 社内貨物管理体制組織図

令和 年 月 日現在

保稅地域名	〇〇(株) 築港営業所 (4〇W〇〇)			蔵置貨物の種類	輸出入一般貨物	
所在地	大阪市港区築港4丁目1番100号			T E L	06-6543-XXXX	
	職 名	氏 名	常 駐 場 所	所 在 地	T E L	
総 合 責 任 者	取締役大阪支店長	大阪 太郎	大阪支店	大阪市西区本町2丁目6番120号	06-6789-XXXX	
貨物管理責任者	築港営業所長	築港 一郎	築港営業所	大阪市港区築港4丁目1番100号	06-6543-XXXX	
顧客（荷主）責任者	大阪支店営業部倉庫課長	和歌山 次郎	大阪支店	大阪市西区本町2丁目6番120号	06-6789-XXXX	
委託関係責任者	築港営業部輸入課長	関空 三郎	築港営業所	大阪市港区築港4丁目1番100号	06-6543-XXXX	
内 部 監 査 人	顧 問	岸和田 一郎	大阪支店	大阪市西区本町2丁目6番120号	06-6789-XXXX	

⋮

保稅台帳の概要	NACCS種別	開始日	保稅台帳の種類	保存場所（メイン）	保存場所（バックアップ）
	海上貨物	継続中	管理資料の電磁的保存（G01.G02.G05）	受信端末デスクトップ	保稅管理資料保存サービス（NACCSセンター）
	航空貨物	R. . .	マニュアル台帳	事務室内キャビネット	—
貨物の保全・警備体制		倉庫：(株)大阪警備保障と24時間機械警備契約		屋外：フェンス及び照明設備設置、夜間の貨物の蔵置なし	
			連絡先税関TEL	※管轄税関の連絡先を記載してください	

(基本通達改正)

(2025年4月1日施行)

(許可の際に付する条件)

42—11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき次の条件を付するものとする。

(1)～(6) (省略)

(7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため適時、社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件

(8) 関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告すべき旨の条件

(基本通達改正)

(2025年7月1日施行)

(保税蔵置場の許可の基準)

43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。

(1)~(3) (省略)

(4) **量的要件**

申請に係る施設において、保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること。ただし、次に掲げる施設については、この限りでない。

イ 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。）

ロ 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

(基本通達改正)

(2025年7月1日施行)

第4章 保税地域

第3節 保税蔵置場

(保税蔵置場の許可の期間の指定)

42-10 保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。

なお、次に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として3年を超えないものとする。

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であること

イ 現に保税地域の許可等を受けていない者

ロ 現に受けている保税地域の許可等の日（二以上の許可等を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可等の日をいう。）から3年を経過していない者

(2) 申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われた日から3年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）

(基本通達改正)

(2025年7月1日施行)

(許可の**期間の更新**の手続等)

42-12 法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

(1)~(3) (省略)

(4) 許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

(5) 許可の期間が満了する日から過去3年以内に非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われていた保税蔵置場の許可の期間を更新する場合は、上記(4)の規定にかかわらず、更新の期間は3年を超えないものとする。ただし、当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合は、この限りでない。

(6) 許可の期間の更新に際しては、令第36条第2項の規定に基づき、前記42-11に準じて条件を付すものとする。

(7) (省略)



「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。
通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。
こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定(CP)に定める**ことを求めるため、関税法基本通達に規定(42-18)を追加しました(2025年10月12日施行)。



・**「通販貨物」**は、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税法施行令第59条第1項第6号、Q&A(問9-2)に記載があるワン！
・既に許可等を受けている保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要となります。詳細は、Q&A(問9-7～問9-9)を参照してワン！

CPに定める必要がある**「詳細な手順等」**(関基42-18(1))

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には**4つの手順等**になります。



- ① 通販貨物の**状況及び具体的な蔵置場所を適時に把握するための手順等**
- ② 通販貨物に係る**貨物の取扱い(内容点検等)を適正に行うための手順等**
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の**検査等に対応するための手順等**
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、**亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等**及び他の貨物と**区分して蔵置するための手順等**

業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、適正に行われるための手順等を求めるワン！
詳しくは関基やQ&A(問9-3)を参照してワン！

対象外となる蔵置場等(関基42-18(2))

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、対象外となる保税蔵置場等(例：届出蔵置場)を規定しています。詳細については、関基やQ&A(問9-4)を参照してください。

保税ポータルやQ&A問9関連
も見てほしいワン♪





包括保税運送に係る承認要件の改正について

越境電子商取引（EC）の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送（税関長が指定した期間内に行われる保税運送について、一括して承認すること）の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、このたび、包括保税運送について、**承認要件の見直し**に係る関税法基本通達（63-22）の改正を行いました（2025年10月12日施行）。

対象となる運送頻度の見直し（関基63-22(2)）

これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、「**承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上**」と、明確化しました。詳細については、Q&A問11-2を参照してください。

毎月2回以上の運送が見込まなくても、承認を希望する期間内で「平均して月2回以上の運送見込み」があれば要件を満たします。迷ったときは最寄りの税関に相談してほしいワン！



対象となる貨物の見直し（関基63-22(3)）

貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために包括保税運送の対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、Q&A問11-3を参照してください。

今般の改正でAEO事業者の責任で運送されるものが対象貨物にいくつか追加されたよ



仮陸揚貨物や通販貨物については、水際取締りの水準維持のため一定の条件が必要なんだね



保税ポータルやQ&A問11関連
も見てほしいワン♪



令和6年度末関税法基本通達改正について 【お問合わせと回答事例】

皆さまからお問合わせのありました件について、保税部門が回答した内容をご紹介します。

問1：NACCSの方で5年間管理資料データを保存するサービスがあるが、それを保税台帳の原本(メイン)とすることは可能か？それならバックアップを取得する必要もなく、NACCSからのデータ配信の取得漏れも生じない。

答1：保存方法については自主管理となりますので、税関からの台帳検査の際に「直ちに明瞭かつ整然とした形式で書面を提示できる等」の対応が可能であれば問題ありません。ただし、「保税関係通達改正の概要【Q & A】（問3-6）」にも記載があるとおり、保税台帳の適切な保全を確保するため「情報の消滅がないよう十分な措置」を講じるようお願いします。仮に情報が消滅した場合、関税法に基づく処分につながる可能性があります。

問2：これまで電磁的記録による保税台帳の届出がなかった蔵置場が、クラウドを使用した保税台帳と届出をする場合、従来の届出書（帳簿（保税台帳）の電磁的記録による保存の届出）を使用しても差し支えないか？

答2：「帳簿（保税台帳）の電磁的記録による保存の届出書」を今後使用することはできません。項目・内容の部分のみCP別紙として使用することは可能です。この場合、CP上に、別紙に概要を記載する旨を追記する必要があります。大阪税関許可部門では、組織図への追記を一例としています。

令和6年度末関税法基本通達改正について 【お問合わせと回答事例】

問3：マニュアル保税台帳の場合も、社内管理規定の別紙（組織図）に記載すべきか。マニュアル保税台帳の場合の記載項目は何か。

答3：保税台帳の概要を社内管理規定の別紙「組織図」に記載することは一案です。社内管理規定本文（記帳・記録）に記載するかたちで問題はありません。記載事項は、マニュアル台帳である旨を記載すれば足ります。

問4：これまで電磁的記録による保存の届出では「端末の主要機能、搭載アプリケーション」の項目について記載することとなっていたが、引き続き必要か？

答4：記載は不要です。これらは、一定の要件を満たせるかどうかの判断材料として提出いただいていたものです。今後は、その判断を事業者が行う、自主管理となります。

問5：通販貨物に係る種類追加の届については、「通販貨物」とのみ記載してよいか。

答5：「通販貨物」と記載してください。「通販貨物」は輸入貨物であることを定義しています。変更手続きは、施行日10月12日以降でお願いします。

（例：記載要領及び留意事項 C-3120記載要領、関税法基本通達42-18、Q&A）

通達改正についてのご質問等ございましたら

大阪税関監視部保税総括部門、保税許可部門 宛お問い合わせください。

なお、仮陸揚げ貨物の保税運送については、

大阪税関監視部取締通関部門 宛お問い合わせください。